

記者発表資料 1枚

平成29年4月27日
県有建築物保全推進連絡会議
(事務局 土木部営繕課)

「福島県県有建築物の耐震化の状況について」を公表します。

平成19年2月に策定した「福島県県有建築物の耐震改修計画（平成26年3月改定）」に基づき、平成28年度に実施した耐震改修等の結果がまとまりましたので、平成29年4月1日時点での耐震化の状況を公表します。

1 平成28年度に実施した耐震改修について

計39棟の耐震改修を実施しました。

耐震性能ランク	C→A	D→A	計
改修棟数	37	2	39

2 耐震化の状況について

平成29年4月1日時点の耐震化率は、平成28年4月1日時点の94.5%から3.0ポイント向上し、97.5%となり、平成32年度末耐震化率の目標98.0%の達成まで、残り0.5ポイントとなりました。

なお、今年度の耐震化率の算定にあたっては、原発事故による避難指示区域の指定等により使用停止中の建物（計39棟）について、算定の対象には含めておりません。

耐震性能 ランク	旧耐震基準の建築物				計	新耐震基準 の建築物	計画対象 合計
	A	B	C	D			
棟数	717	19	24	11	771	612	1,383

※1 「福島県県有建築物の耐震化の状況について」は別紙のとおりです。

※2 「福島県県有建築物の耐震改修計画」及び上記「福島県県有建築物の耐震化の状況について」は、福島県ホームページの「土木部営繕課」のページに記載しています。

(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065c/taisinkouhyou.html>)

【問い合わせ先】

土木部営繕課
(担当者名) 松本 行広
電話 024-521-7524 (内線) 3681
FAX 024-521-7717

(参考資料)

○新耐震基準の建築物と旧耐震基準の建築物

・新耐震基準の建築物	昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定の基準により建設した建築物。 (建築物の耐用年限中に一度は遭遇するかも知れない程度の地震(震度6強～7程度)に対し、建築物の柱、壁、梁、斜材などに部分的なひび割れ等の損傷を生じて、最終的に崩壊からの人命の保護を図るもの。)
・旧耐震基準の建築物	上記以前の基準により建設した建築物。

○「福島県県有建築物の耐震改修計画」による対象建築物

①県の地域防災計画で指定された「防災上重要建築物」

938棟(うち旧耐震基準603棟)

②耐震改修促進法第14条に規定する「特定建築物」

445棟(うち旧耐震基準168棟)

合計1,383棟(うち旧耐震基準771棟)

※「特定建築物」:不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物

○耐震性能のランク

ランク	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性(耐震性能)
A	大地震※1の震動及び衝動に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性が低い。
B	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性が低い、施設機能※2が確保できないおそれがある。
C	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性がある。
D	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性が高い。

※1:大地震とは建築物の耐用年限中に一度は遭遇するかもしれない地震であり、震度6強から震度7を想定しています。

※2:施設機能とは、大地震後、当該建築物が大きな補修をすることなく防災活動、避難、救護活動、医療活動等の拠点として使用できることをいいます。